

○長崎市役所地域センター設置条例

昭和24年9月19日

条例第55号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、同項に規定する支所として地域センターを設ける。

(平29条例1・一部改正)

(名称、位置及び所管区域)

第2条 地域センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
小ヶ倉地域センター	長崎市小ヶ倉町2丁目21番地2	新小が倉1丁目、新小が倉2丁目、小ヶ倉町1丁目、小ヶ倉町2丁目、小ヶ倉町3丁目、大山町、ダイヤランド1丁目、ダイヤランド2丁目、ダイヤランド3丁目、ダイヤランド4丁目
土井首地域センター	長崎市柳田町45番地3	磯道町、古道町、三和町、土井首町、毛井首町、平瀬町、鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、米山町、柳田町、草住町、京太郎町、鹿尾町、竿浦町、江川町、八郎岳町、末石町、平山町、平山台1丁目、平山台2丁目
小瀬地域センター	長崎市小瀬戸町1,015番地7	木鉢町1丁目、木鉢町2丁目、みなと坂1丁目、みなと坂2丁目、小瀬戸町、神ノ島町1丁目、神ノ島町2丁目、神ノ島町3丁目
西浦上地域センター	長崎市千歳町5番1号	岩屋町、住吉町、住吉台町、中園町、若葉町、家野町、千歳町、花丘町、泉町、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、文教町、赤迫1丁目、赤迫2丁目、赤迫3丁目、西北町、若竹町、柳谷町、錦1丁目、錦2丁目、錦3丁目、音無町、西町、白鳥町、清水町、緑が丘町、江里町、三芳町、油木町、昭和1丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、女の都1丁目、女の都2丁目、女の都3丁目、女の都4丁目、大手1丁目、大手2丁目、大手3丁目、三川町、川平町、けやき台町、三ツ山町、畦別当町
滑石地域セン	長崎市滑石3丁目9番	滑石1丁目、滑石2丁目、滑石3丁目、滑石4丁目、滑石

ター	26号	5丁目、滑石6丁目、大園町、大宮町、北栄町、北陽町、虹が丘町、横尾1丁目、横尾2丁目、横尾3丁目、横尾4丁目、横尾5丁目、葉山1丁目、葉山2丁目、エミネント葉山町
福田地域センター	長崎市福田本町10番地	大浜町、小浦町、福田本町、小江町、柿泊町、手熊町、上浦町
深堀地域センター	長崎市深堀町5丁目182番地	深堀町1丁目、深堀町2丁目、深堀町3丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目、深堀町6丁目、大籠町
日見地域センター	長崎市界2丁目1番19号	芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、潮見町
茂木地域センター	長崎市茂木町75番地10	茂木町、田上1丁目、田上2丁目、田上3丁目、田上4丁目、早坂町、北浦町、飯香浦町、太田尾町、田手原町、宮摺町、大崎町、千々町
式見地域センター	長崎市式見町357番地	式見町、向町、相川町、見崎町、牧野町、園田町、四杖町
東長崎地域センター	長崎市矢上町19番1号	矢上町、平間町、高城台1丁目、高城台2丁目、鶴の尾町、現川町、田中町、東町、かき道1丁目、かき道2丁目、かき道3丁目、かき道4丁目、かき道5丁目、かき道6丁目、松原町、古賀町、つつじが丘1丁目、つつじが丘2丁目、つつじが丘3丁目、つつじが丘4丁目、つつじが丘5丁目、中里町、船石町、川内町、上戸石町、戸石町、牧島町
三重地域センター	長崎市三重町1,098番地1	松崎町、三重町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、京泊1丁目、京泊2丁目、京泊3丁目、さくらの里1丁目、さくらの里2丁目、さくらの里3丁目、畝刈町、豊洋台1丁目、豊洋台2丁目、鳴見町、鳴見台1丁目、鳴見台2丁目、多以良町
香焼地域センター	長崎市香焼町1,070番地32	香焼町
伊王島地域センター	長崎市伊王島町1丁目甲3,271番地	伊王島町1丁目、伊王島町2丁目

高島地域センター	長崎市高島町1,728番地1	高島町
野母崎地域センター	長崎市野母町1,665番地	以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町
外海地域センター	長崎市神浦江川町657番地2	永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦口福町、神浦向町、神浦夏井町、上大野町、下大野町、池島町
三和地域センター	長崎市布巻町111番地1	蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町
琴海地域センター	長崎市琴海村松町703番地14	琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町
中央地域センター	長崎市魚の町4番1号	上記以外の区域

(昭39条例45・昭40条例7・昭42条例3・昭45条例25・昭45条例43・昭47条例4・昭48条例4・昭50条例18・昭51条例25・昭51条例28・昭53条例15・昭54条例1・昭55条例19・昭55条例33・昭56条例1・昭57条例3・昭58条例17・昭59条例6・昭59条例51・昭59条例60・昭60条例9・昭63条例2・平2条例22・平2条例25・平3条例32・平3条例41・平5条例23・平5条例30・平6条例31・平7条例27・平8条例1・平11条例35・平13条例1・平16条例64・平16条例150・平17条例62・平19条例32・平20条例1・平20条例2・平21条例40・平23条例29・平28条例4・平29条例1・令3条例25・令4条例20・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和24年8月9日から適用する。

昭和22年9月長崎市条例第44号長崎市役所支所設置条例は、廃止する。

附 則 (昭和29年12月23日条例第42号)

この条例は、昭和30年1月1日から施行する。

附 則 (昭和30年1月27日条例第1号)

(施行期日)

この条例は、昭和30年2月1日から施行する。

附 則（昭和32年12月20日条例第39号）

この条例は、昭和33年1月1日から施行する。

附 則（昭和34年3月26日条例第7号）

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年12月26日条例第58号）

この条例は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則（昭和38年3月27日条例第21号）

この条例は、昭和38年4月20日から施行する。

附 則（昭和39年7月1日条例第45号）

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則（昭和39年10月1日条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月23日条例第3号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月25日条例第25号）

この条例は、昭和45年8月1日から施行する。

附 則（昭和45年12月21日条例第43号）

この条例は、昭和46年2月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日条例第4号）

この条例は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日条例第4号）

この条例は、昭和48年3月31日から施行する。ただし、西浦上支所に係る改正規定は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年7月16日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月12日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年6月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月3日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月17日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年7月19日条例第19号）

この条例は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月22日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月24日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月6日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月22日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年7月5日条例第9号）

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日条例第2号）

この条例は、昭和63年6月6日から施行する。

附 則（平成2年10月3日条例第22号）

この条例は、平成2年10月8日から施行する。

附 則（平成2年12月25日条例第25号）

この条例は、平成3年2月4日から施行する。

附 則（平成3年9月30日条例第32号）

この条例は、平成3年10月28日から施行する。

附 則（平成3年12月18日条例第41号）

この条例は、平成4年2月3日から施行する。

附 則（平成5年7月30日条例第23号）

この条例は、平成5年8月2日から施行する。

附 則（平成5年10月25日条例第30号）

この条例は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成6年10月18日条例第31号）

この条例は、平成6年10月31日から施行する。

附 則（平成7年10月23日条例第27号）

この条例は、平成7年10月30日から施行する。

附 則（平成8年1月31日条例第1号）

この条例は、平成8年2月5日から施行する。

附 則（平成11年12月22日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年1月22日条例第1号）

この条例は、平成13年2月5日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第64号）

この条例は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成16年10月8日条例第150号）

この条例は、平成16年10月12日から施行する。

附 則（平成17年10月7日条例第62号）

この条例は、平成18年1月4日から施行する。

附 則（平成19年12月20日条例第32号）

この条例は、市長が定める日から施行する。

（平成20年規則第12号で平成20年3月24日から施行）

附 則（平成20年1月10日条例第1号）

この条例は、平成20年1月15日から施行する。

附 則（平成20年2月1日条例第2号）

この条例は、平成20年2月2日から施行する。

附 則（平成21年9月28日条例第40号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成23年 9 月27日条例第29号）

この条例は、平成24年 1 月30日から施行する。

附 則（平成28年 3 月14日条例第 4 号）

この条例は、平成28年10月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月23日条例第 1 号）

この条例は、平成29年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月30日条例第25号）

この条例は、令和 3 年10月18日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月31日条例第20号）抄

この条例は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。